

一般質問

※ 今回の一般質問は
選前の第四回定例会
のものです。
※ 掲載順は通告順です。

山本 富雄

(市政・市民クラブ)

市長のマニフェストについて

質問 市長のマニフェストの達成状況はどこまで進んだか。

答弁 十和田市の元氣、希望、安心な未来のために掲げた四十四項目は、年次計画策定のもとで着実に推進している。取り組みが完了したものは五、現在取り組みを進めているものは三十一で、おおむね八割が実施されている。

今後の産科医療について

質問 産科医療の今後の見通しはどうか。

答弁 十月に県南地域周産期医療連絡会議が開催され、八戸地区及び青森地区の産科施設が連携して、上十三地域の妊婦を受け入れると確認されている。

現在県、市、病院で密接な連携を組み、年度内の再開に向けて努力している。

病院の経営状況について

質問 病院経営問題の経過と状況はどうか。

答弁 評価委員会から指摘があった、退職金は青森県市町村職員退職手当組合に市で加入しているため、病院単独での脱退は不可能であり、現在病院労働組合と給与の調整額や各種手当の削減などを交渉している。

後発医薬品は、使用品目数割合が県内平均で一・一％前後、当院は一・五％となっており、二〇％を目標に計画を進めている。

経費削減策は、年度中途の取り組みのため大幅な削減はできなかったが、来年度以降は委託料、保守点検料等の抜本的な見直しを進める。

平成二十二年度決算は、上半期の入院患者数が二百五十人であり、単年度資金収支黒字化はできる見込みであるが、産科休診などマイン要素もあるため、予算を許さない状況である。

堰野端 展雄

(高志会)

平成二十三年予算について

質問 平成二十三年予算について市長の考えは。

答弁 評価委員会から指摘があった、退職金は青森県市町村職員退職手当組合に市で加入しているため、病院単独での脱退は不可能であり、現在病院労働組合と給与の調整額や各種手当の削減などを交渉している。

後発医薬品は、使用品目数割合が県内平均で一・一％前後、当院は一・五％となっており、二〇％を目標に計画を進めている。

経費削減策は、年度中途の取り組みのため大幅な削減はできなかったが、来年度以降は委託料、保守点検料等の抜本的な見直しを進める。

平成二十二年度決算は、上半期の入院患者数が二百五十人であり、単年度資金収支黒字化はできる見込みであるが、産科休診などマイン要素もあるため、予算を許さない状況である。

子ども手当について

質問 子ども手当は現物支給よりもほかに使えないものかと思うが、今年度の

支給額合計と市の負担分は幾らか。また、給食費等の保護者負担はそれぞれどれくらいか。

答弁 十一月現在で公務員世帯を除く子ども手当の支給世帯数は四千七百八十六世帯、支給児童数は七千七百九十七人、支給額は四月分から一月分までで約十億八千万円が見込まれている。この見込み額に対する当市の負担額は、約一億九百万円と見込まれる。

対象児童生徒一人当たりの保護者負担の年額は、医療費（四歳以上就学前）は約三千八百円、保育料は認可保育所で約二十三万六千円、認可外保育所で約三十六万円、幼稚園保育料（私立）は平均二十一万九千円、給食費は小学校で約四万七千四百円、中学校で約五万八千七百五十円となっている。

今後とも選択と集中による事業の重点化、効率化を図った予算編成をしていきたい。

また、今回は一般財源ベースでの削減率は設定していないため、当初予算の枠内で対応することとしている。

今後とも選択と集中による事業の重点化、効率化を図った予算編成をしていきたい。

子ども手当について

質問 子ども手当は現物支給よりもほかに使えないものかと思うが、今年度の

支給額合計と市の負担分は幾らか。また、給食費等の保護者負担はそれぞれどれくらいか。



工藤 正廣

(明政一心会)

産科医療確保について

質問 産科医療確保の見通しはどうか。大学病院との連携で週二日程度の対応ができないか問う。

答弁 産科診療は二十四時間何が起こるか予測がつかず、それが医療訴訟につながる可能性があるため、現実的には非常勤医師のみの対応では難しい。国策として医師の適正な配置を構築してほしいと思うが、当院としても県、市、病院が一体となり、年度内に再開できるように努力している。

東地区への市営住宅建設について

質問 東地区に市営住宅がないため、市民から設置してほしいという要望があるが、その考えを問う。

答弁 現段階での市営住宅建設計画はないが、将来、建設計画を作成するときは、地域的な事項も検討対象になるべきものと考えている。

不祥事等の勤勉手当への評価について

質問 不祥事や車両事故を起こした職員に対して、勤勉手当等への評価がされているか問う。

答弁 不祥事や車両事故等が発生した場合、国等の処分基準を参考にして当該職員の道義的責任や上司の管理責任を問うため、懲戒処分または訓告等の処分を科している。懲戒処分は勤勉手当の減額や昇給の停止等を行っているが、訓告等の処分は給与上の減額等はない。

具体的には、勤勉手当は百分の七十の成績率を標準としているが、停職は百分の三十三・五、減給は百分の四十三、戒告は百分の五十二としており、約五二％から二六％の減額となる。



東地区にも建設が望まれる市営住宅